

徳島県警察官の礼装の実施について（通達）

（昭和51年2月21日 徳務第50号）

最終改正 平成29年3月31日 徳務第206号

警察官が儀式等に出席する場合の礼装は、警察庁においては、昭和47年10月1日から警察官の礼装の実施について（昭和47年8月22日（警察庁乙官発第15号／警察庁乙務発第10号）次長通達。以下「警察庁次長通達」という。）により制度化されている。県警察においても警察庁次長通達に基づき、次のとおり警察官の礼装について昭和51年3月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようされたい。

記

1 礼服の服制及び礼装

- （1）警察官の礼服の服制は、警察庁次長通達に定めるとおりとする。
- （2）警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、常装に白手袋を着用して礼装に代えることができる。

2 礼装をする場合

- （1）礼装をする場合は、次のとおりとする。ただし、ア及びイの場合において、本部長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

ア 表彰式等公式の儀式に出席する場合

イ 外国の文武官を公式に訪問又は接受する場合

ウ 前各号に掲げる場合のほか、本部長が儀礼上必要があると認めた場合

- （2）私的な冠婚葬祭等の儀式についても一般に礼装することが社会慣習上相当と認められる場合で所属長の承認を得たときは、礼服を着用することができるものとする。

3 警察勲功章等の着装

礼装の場合における警察勲功章等の着装については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項及び第3項に準ずる。

4 礼装をする場合のけん銃等の携帯

礼装をする場合のけん銃及び警棒の携帯は、次のとおりとする。

- （1）礼服を着用する場合は、原則としてけん銃を携帯しないが、本部長が指示したときは、私服の場合と同様に適宜の方法でこれを携帯するものとする。
- （2）常装に白手袋を着用して礼装に代える場合は、所属長が別に指示したときを除き、けん銃を携帯しないものとし、また、警棒、警棒つり、手錠及び手錠入れの着装を省略するものとする。

5 弔意を表する場合の特例

礼装により弔意を表する場合は、飾緒を取りはずし、黒色無地又は紺色のネクタイを着用するものとする。

6 礼服着用のせいー

公式の儀式等で礼服を着用する場合、服装のせいーを期するため、その儀式等を主管する所属長は、あらかじめ礼服着用者の範囲等について、警務部長の指示を受けるものとする。

7 礼服の調製、保管等

- （1）県警察の備品扱いとして調製した礼服は、警務部会計課において保管し、必要の都度貸し出しするものとする。
- （2）礼服は、貸し出しを原則とするが、自費で調達することを妨げるものではない。

- (3) 礼服の貸し出しを受けようとする者は、所属長を通じて別記様式「礼服等貸与申請書」により上申するものとする。

別記様式 省略